

未定稿

かながわの地域日本語教育の
施策の方向性（素案）

2019. 12. 16 版

<目 次>

1	かながわの地域日本語教育の背景と今後	2
2	県内の地域日本語教育の現状と課題	
(1)	外国籍の人々の状況	5
(2)	生活者としての外国人のための日本語学習の場	6
(3)	地域における日本語教育に関する課題	7
3	各主体に期待される役割	
(1)	国	11
(2)	神奈川県・かながわ国際交流財団	12
(3)	市町村・市町村国際交流協会	13
(4)	日本語ボランティア教室	14
(5)	日本語教育機関	15
(6)	大学	16
(7)	企業（事業主）	16
(8)	県民	17
4	神奈川県としての施策の方向性	
(1)	市町村等と連携した地域日本語教育体制の整備	18
(2)	地域の日本語活動を支える人材育成とネットワークづくり	18
(3)	外国人の日本語学習へのアクセス促進	18

別冊： かながわの地域日本語教育の施策の方向性 参考資料 目次

■「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」のための調査結果

- 1 調査概要
- 2 市町村調査結果
- 3 市町村国際交流協会調査結果
- 4 日本語ボランティア教室調査結果
- 5 日本語教育専門機関（日本語学校及び専門学校日本語課程）調査結果
- 6 外国人住民向けアンケート調査結果
- 7 外国人住民等の日本語教育に関わるニーズ等についての聞き取り調査結果
- 8 各主体に期待される役割について

■「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」に関する有識者会議概要

1 かながわの地域日本語教育の背景と今後

かながわの地域日本語教育の始まり

地域における日本語教育は、1970年代以降の中国残留邦人の帰国やインドシナ難民の受け入れをきっかけに始められたと言われている。神奈川県内では、1980年に国の政策として大和市にインドシナ難民定住促進センターが開設され、入所した難民は日本語教育や生活指導等を受け、周辺の市町村で就職・生活するようになった。この時期、定住難民や中国帰国者を対象として、市民の自主的な動きや、自治体や国際交流協会の働きかけにより、多くの日本語ボランティア教室が始まり、現在まで継続している教室も多い。それが神奈川の日本語ボランティア活動の基盤となっている。その後、1990年の出入国管理及び難民認定法の改定により南米日系人が増加し、近年では技能実習制度や留学等によるベトナム、ネパール出身者が増加するなど、日本語ボランティア教室は、国の政策等により来日する様々な外国人¹を受け入れてきた。現在、県内には、約250の日本語ボランティア教室があり、数多くのボランティアに支えられ、外国人の日本語学習の場として、また地域の多文化共生の拠点として、大きな役割を果たしてきている。

あらゆるニーズがボランティアに集中

特に近年外国人の増加傾向が強まり、学習者の背景やニーズが多様化する中で、あらゆるニーズがボランティアに集中し、行政の役割を明確にした上での支援体制の構築や、公的な日本語教育の必要性が長い間求められてきた。20周年、30周年を迎えた日本語ボランティア教室も少なくなく、ライフスタイルの変化もあってボランティアの不足や高齢化等の課題も深刻である。(公財)かながわ国際交流財団は2008年度に調査を実施し、県内の日本語ボランティア教室の現状・課題について報告²を行ったが、10年が経過した現在、自治体の施策により、教室の会場確保やボランティアの研修などの対応がなされてきた地域もあるが、基本的な課題は変わっていない。

行政、ボランティア、関係機関等による体制づくりへ

そのような状況のもと、2019年4月から改正出入国管理及び難民認定法が施行された。新たな在留資格の創設等に伴い在住外国人の益々の増加が見込まれる中、2018年12月に閣議決定された「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」の一環として、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」が文化庁主導のもと実施されている。具体的には、地域日本語教育の実態調査の実施及び具体的な計画策定等を行うプログラムA、それを踏まえた具体的取り組みを財政的に支援するプログラムBが展開されているところである。

¹ 外国人 「外国籍、日本国籍を問わず、日本語を母語としない人」を示す。

² 「かながわの日本語学習支援」(2009年3月) http://www.kifp.org/wp/wp-content/uploads/2014/02/research_2008.pdf

報告書のp.156より、「調査のまとめと考察」が記述され、日本語ボランティア教室の課題について、次のようにまとめられている。

①学習者の増加、学習ニーズの多様化、②担い手の不足、場所の確保による継続の困難、③教える以外の運営にかかるコーディネーションを担うボランティアの負担の大きさ、④研修・人材育成の機会提供に関する要望、⑤学習者のニーズへの対応ができない(開催日時、頻度など)、⑥初期段階(ゼロビギナー)の日本語教育への対応ができない、⑦研修生等の来室の増加、企業の関与への要望、⑧資金の不足、資金負担に関する多様な考え方、助成金の継続の困難、⑨「日本語習得の場」に加え、「学習者間の交流・情報提供」「生活情報提供・相談」「日本人住民と外国人の交流・相互理解の場」という自己認識

一方、2019年6月には、「日本語教育の推進に関する法律」が成立している。第5条「地方公共団体の責務」には、地方公共団体は、基本理念¹にのっとり、日本語教育の推進に関し、地方公共団体が国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策の策定および実施を行う責務を有することが規定されている。また、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を国が定めることとし、地方公共団体においても、この方針を参酌した上、地域の実情に応じた基本的な方針を策定することも努力規定として定められている。

そこで、神奈川県は、文化庁事業・プログラムAを活用し、県内の市町村等の日本語教育施策等の現状と課題を把握したうえで、行政、日本語ボランティア、関係機関等の役割を考え、概ね5年間の神奈川県の地域日本語教育の推進に向けた施策の方向性を策定することとした。今後は、策定される予定である「日本語教育の推進に関する国の基本方針」を踏まえて、その時々状況の変化に合わせ、必要に応じ、内容の見直しを行い、かながわ国際施策推進指針²の中で、日本語教育の施策を位置づけていくこととする。

¹ 日本語教育の推進に関する法律 基本理念（第三条） ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保 ②日本語教育の水準の維持向上 ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携 ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進 ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮 ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

² かながわ国際施策推進指針 県民が、国籍にかかわらず、生きがいのある心豊かな暮らしを送ることができるよう、県の国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示したもの。

【「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」のための調査】

・各主体が連携する日本語教育推進の具体的な施策の方向性を策定するために、神奈川県内の①市町村、②市町村国際交流協会、③日本語ボランティア教室、④日本語教育機関、⑤外国人住民を対象にアンケート調査と聞き取り調査を行った（調査概要とまとめは別冊とする）。

	調査対象	アンケート対象件数	回答数 (回収率)
①	市町村 (国際政策担当課)	33 件	29 件 (87.8%)
②	市町村国際交流協会 (国際政策 (日本語教育施策) 担当者)	19 件	13 件 (68.4%)
③	日本語ボランティア教室 (かながわ日本語教室マップ掲載教室、かながわ県民センター内開催教室)	48 件	37 件 (77.0%)
④	日本語教育機関 日本語学校 (「H30 年度神奈川県内大学等在籍留学生調査結果」掲載の日本語学校) 専門学校 (「神奈川県専門学校進学ガイドブック 2020」掲載の日本語学科認可校)	20 件	10 件 (50%)
⑤	外国人住民 (多言語情報メール配信サービス「INFO KANAGAWA」等を活用)	-	138 名 (-)

・調査結果は、課題の抽出や役割分担検討の参考とし、データの掲載や意見の引用を行っている。

2 県内の地域日本語教育の現状と課題

(1) 外国籍の人々の状況

・神奈川県内に居住する外国籍の人々は年々増加しており、2019年1月1日現在で21万2,567名であり、1985年の4.5倍、直近5年間で28%の増加である。このほかに、日本国籍を有していても、日本語を母語とせず、日本語学習が必要な県民もいる。

・外国籍の人々の出身の国・地域は多様で174の国籍・地域数である。人数が多い順に、①中国(68,912名)、②韓国(27,781名)、③フィリピン(22,192名)、④ベトナム(19,801名)、⑤ブラジル(8,478名)、⑥ネパール(6,148名)となっている。中国、ベトナム、ネパール出身者については2013年度からの平均増加率がそれぞれ5.6%、22.7%、28.7%と毎年顕著な増加を見せている。

・地域別では、政令市の①横浜市(97,532名、46%)、②川崎市(41,702名、20%)、③相模原市(14,795名、7%)が多数であるが、他にも、数千人単位で外国籍の人々が居住している市町村が14ある。

・外国籍の人々の比率は、県全体では2.3%であり、比率が高い自治体は、①愛川町(2,592名、6.5%)、②箱根町(493名、4.4%)、③綾瀬市(3,672名、4.4%)、④厚木市(7,373名、3.3%)、⑤中井町(302名、3.2%)となっている。

・県に居住する外国籍の人々の特徴としては、永住者(81,684名)、技術・人文知識・国際業務(26,779名)の在留資格の人々の割合が全国平均よりも高いが、特別永住者(17,069名)、技能実習(12,504名)、留学(19,214名)の在留資格の人々の割合が全国平均よりも低い。(2019年6月末法務省データ)。

〈神奈川県市町村別外国人数、外国人人口比率〉

(2019年1月1日現在)

市町村名	住民数	外国人数	外国人比率	市町村名	住民数	外国人数	外国人比率
県合計	9,181,625	212,567	2.3%	座間市	129,912	2,964	2.3%
横浜市	3,740,944	97,532	2.6%	南足柄市	42,176	425	1.0%
川崎市	1,517,756	41,702	2.7%	綾瀬市	84,307	3,672	4.4%
相模原市	722,863	14,795	2.0%	葉山町	31,826	237	0.7%
横須賀市	396,971	5,882	1.5%	寒川町	48,284	792	1.6%
平塚市	257,879	4,877	1.9%	大磯町	31,412	172	0.5%
鎌倉市	172,254	1,405	0.8%	二宮町	27,897	228	0.8%
藤沢市	432,095	6,245	1.4%	中井町	9,445	302	3.2%
小田原市	190,999	2,308	1.2%	大井町	17,036	115	0.7%
茅ヶ崎市	242,079	1,870	0.8%	松田町	10,928	126	1.2%
逗子市	57,017	501	0.9%	山北町	9,841	76	0.8%
三浦市	43,042	293	0.7%	開成町	17,820	132	0.7%
秦野市	165,396	3,493	2.1%	箱根町	11,289	493	4.4%
厚木市	225,247	7,373	3.3%	真鶴町	6,929	55	0.8%
大和市	235,816	6,653	2.8%	湯河原町	24,138	339	1.4%
伊勢原市	102,404	2,391	2.3%	愛川町	39,665	2,592	6.5%
海老名市	132,824	2,507	1.9%	清川村	3,134	20	0.6%

※県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値に、県人口統計調査の数字を加えて加工

(2) 生活者としての外国人のための日本語学習の場

① 地域における日本語教室



・本県は、地域のボランティアの自主的な運営による日本語教室の活動の歴史が古く、現在も約250の日本語ボランティア教室があり、全国的に見ても日本語教室の活動が大変活発な地域である。県内で生活者としての外国人が日本語を学べる場は、日本語ボランティア教室が最も多く、週1回程度、無料もしくはテキスト代のみ程度の参加費で運営されている。ボランティアに対し、交通費等が支給されるケースもあるが、多くは、無償による活動であり、教室の運営のために会費を負担している場合もある。ただし、中には、有料で日本語教師による講座を毎日開催するコースを実施している団体や、有料で日本語教師がプライベートレッスンをを行っている団体もある。

・日本語ボランティア教室は、設置目的、学習内容、学習支援者の日本語教育の資格²や専門知識の有無等が多様であり、その活動をひとくくりにはできないが、共通するのは、外国人と日本人、外国人

¹ 日本語教師 「日本語教育を行うための教育を受けて、専門的な知識を持ち、報酬をうけて日本語教育を行う者」の意味で使用する。日本語教育が専門の大学教員も含める。

² 日本語教育の資格 現時点では、日本語教育能力検定試験の合格、大学での日本語教育主専攻修了または副専攻(26単位)取得、教育機関での420時間の日本語教師養成講座修了のいずれかを指すことが多い。

同士が実際に関係を築き、相互理解を深める場となっており、外国人の居場所や地域社会への入り口になっている点である。これまでも、これからも多文化共生の地域づくりにおいて、欠かせない活動となっている。

- ・自治体が日本語教室を主催しているのは6件。県事業としては、県立国際言語文化アカデミアが日本語教師による日本語講座を複数開催している。市町村事業では、全市民館でボランティアと外国人が共同学習を行う、公民館事業としてボランティアが学習支援を行う、国際交流協会やボランティア団体に日本語教室の運営を委託する等の取り組みがある。

- ・市町村国際交流協会が日本語教室を主催しているのは6件で、有償の講師が教えているのは3件、うち日本語教師による教室は2件である。1件は託児付きの日本語教室である。

② 厚生労働省主催 外国人就労・定着支援研修「しごとのためのにほんご」

県内6か所（横浜、川崎、厚木、平塚、愛川、大和・藤沢）で日本語教師の指導により毎日行う集中講座が5つのレベル別に開催されている。地域により夜の講座もある。2009年度の開始時には日系人だけを対象にしていたが、現在は人手不足の産業の人材確保にむけての政策として、原則として日本での就労に制限のない在留資格の求職者を対象に実施。2018年度は神奈川県内で37コースが実施され、541名受講した。外国人等のコーディネーターが窓口を担当。ハローワークで受付を行う。

③ その他の日本語講座

- ・民族団体等が開催している日本語教師による日本語講座もある。
- ・日本語学校・専門学校日本語課程でも定住外国人の受講を受け入れている。
- ・語学学校（日本語学校を除く）が実施する日本語コースやプライベートレッスンもある。

(3) 地域における日本語教育に関する課題

調査のアンケートや聞き取りの結果から見えた県内の地域における日本語教育に関する課題は次の4つである。

① 誰が、誰に、どこまで日本語教育を行うべきか定まっていない

⇒まずは、県・市町村、関係機関の間で日本語教育について情報共有や検討が必要

- ・「日本語教育の推進に関する法律」では、国および地方自治体は日本語教育の推進に関する施策の実施に関する責務を有するとされているが、公的な日本語教育の対象者、到達すべき学習レベル等についての議論が未成熟である。

- ・地域における日本語教育の施策について、神奈川県と県内市町村の間で情報共有や連携を行う仕組みができていない。

- ・ボランティアによる多様な日本語教室の活動がすでに根付いている地域が少なくないが、地域により、ボランティアの日本語教室の数や状況、自治体の関わり方などが大きく異なる。今後、自治体が行うべき施策も地域の実情とニーズに合わせる必要がある。

- ・市町村からは「外国人の日本語学習ニーズを正確に捉えられない」「ニーズ把握の方法がわからない」という声がある。

② 日本語教師による日本語教育の必要性

⇒行政・公的機関による日本語教育の促進へ

・外国人が日本で自分に必要な情報を得て生活していくために、公的な日本語教育の保障が求められてきた。「日本語教育の推進に関する法律」成立の背景には、行政による日本語教育の実施と日本語教育の質の向上の必要性がある。

・日本語教室の多くがボランティアによる教室であるが、指導の方法や水準のばらつきについて課題を感じている市町村もある。

・現在も日本語学校や専門学校の日本語コースで、専門的、集中的な指導を受けることができるが、その受講料を負担し、毎日学校に通うことが可能な外国人は限られている。

・日本語ボランティアからは、「全く日本語がわからない人には教えるのが難しい」「集中的な講座が必要だがボランティアが実施するのは難しい」という声がある。外国人との出会いには関心があるが、自分には教えられないと悩み、やめていくボランティアもいる。

・初期に日本語教師から体系的に指導を受け、基礎が確立していれば、次のステップに進む力を蓄えられ、独学も行えるようになる。

・県内では、大学や日本語学校の教師が無償で日本語ボランティア教室で教える等の活動もあり、必ずしもボランティア＝アマチュアである訳ではない。公的な日本語教育を含め、多様な選択肢が示せるとよい。

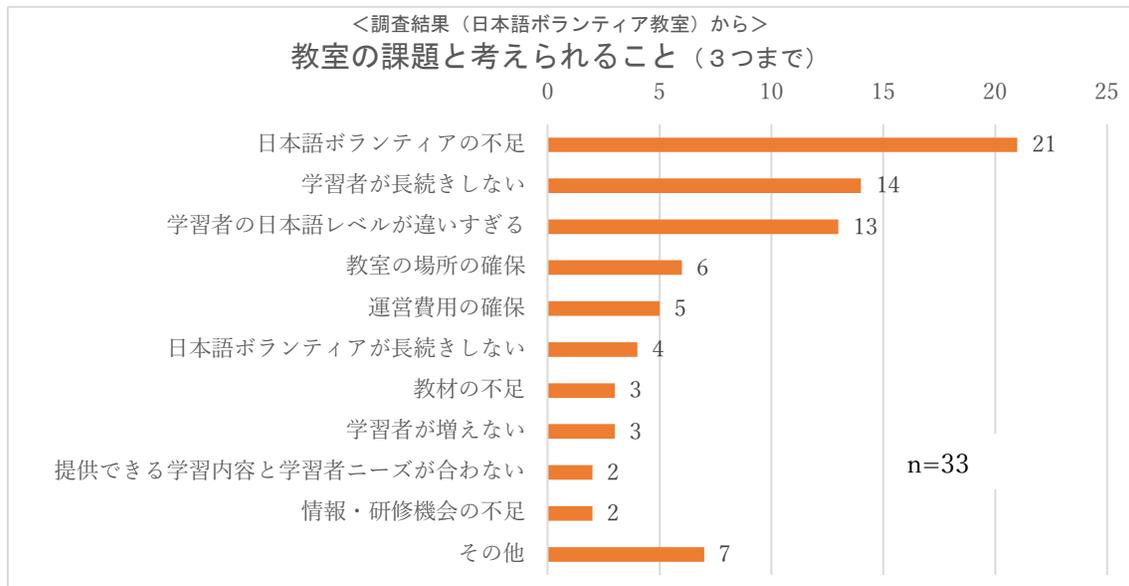
③ 「相互理解の場」「居場所」としての日本語ボランティア教室への支援の必要性

⇒ボランティア活動の課題に対応した支援の充実へ

・日本語ボランティア教室は地域に住む外国人と日本人、外国人同士が個人として知り合い、相互理解を深める場でもある。そうした場が増えれば、多文化共生社会が広がる。公的な日本語教育が実施されたとしても、相互理解の場、居場所としての日本語ボランティア教室の存在意義は大きい。

・ボランティアによる日本語教室の課題は、担い手の不足・高齢化、学習者が長続きしない、教室の場所の確保、学習者ニーズの多様化等である。

・市町村によっては、日本語ボランティア教室の課題をともに考え、サポートを行う事例が増えてきているが、担い手の不足に対し、自治体や国際交流協会がボランティア養成講座を実施しても、受講者の活動につながらないとの指摘が複数ある。市町村がボランティア教室とともに養成講座を企画してボランティアを活動につなげる例や、ボランティアが地域の別の教室に応援に行く例もあり、地域の実情に合わせたボランティア養成や教室間の連携促進が求められている。



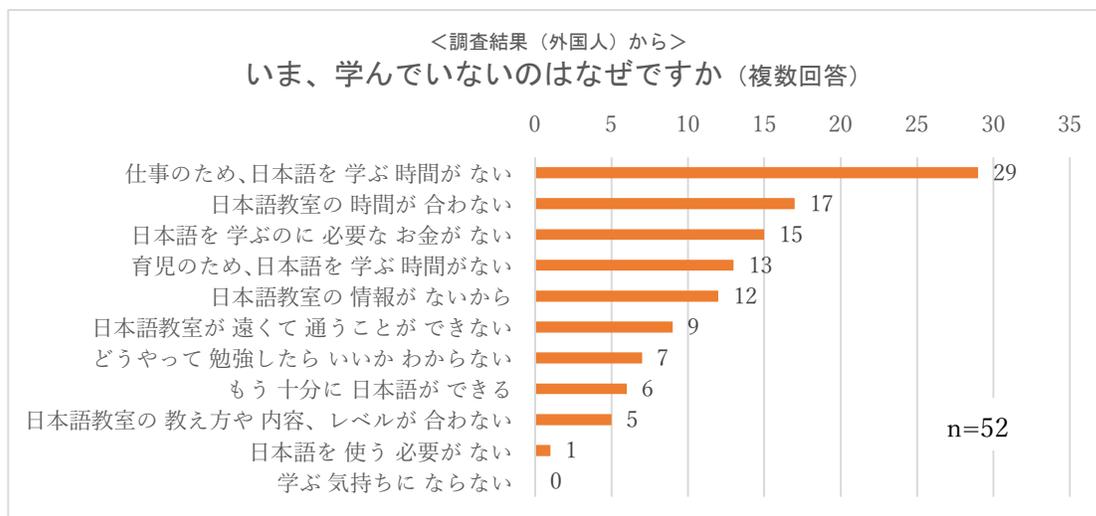
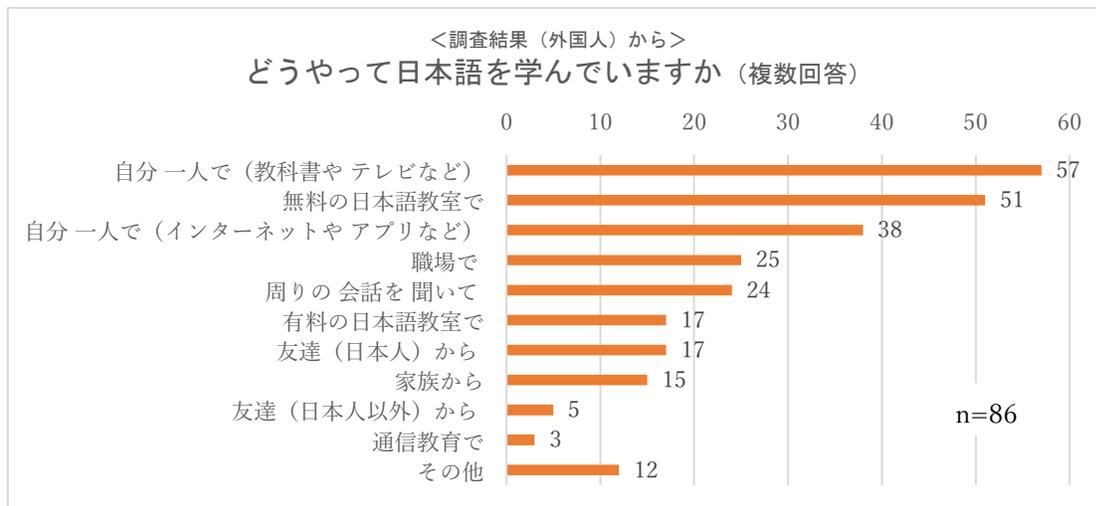
④外国人が日本語学習にアクセスできていない

⇒情報提供の充実と学習ニーズへの対応

・日本語教室や日本語学習方法の情報が外国人に届いていないという外国人の声がある。ボランティアによる日本語教室、日本語学校、公的な日本語講座など多様な選択肢があることを行政が把握し、日本語学習リソースの情報とあわせて外国人にわかりやすく届けられると良い。

・日本に長く暮らしていても、生活に必要な書類が読めない、書けないで苦労している人が多い。医療、子育て、学校教育、防災、税金・年金・保険など、学習者の生活場面に合わせ、日本の制度について日本語を学ぶ場が求められている。子育て期の日本語学習は必要性もモチベーションも高いが、乳幼児のいる親の学習ニーズに対応できる日本語教室が限られている。

・自分で日本語学習を行っている外国人も多い。独学するための日本語学習方法の情報提供や、必要に応じて自己学習もフォローできる場があるとよい。



※外国につながる子どもへの日本語教育について ←国際課が教育委員会と調整中

今回の調査においては、対象者を「生活者としての外国人」とし、外国につながる子どもへの日本語教育は対象外としたが、子どもの日本語教育へのニーズの高さと現在の外国人児童生徒教育の体制の弱さを指摘する声が多かった。外国人の日本語学習ニーズでも、子育てや教育において、保護者の日本語能力不足による制度の不理解や子どもとのデスコミュニケーションも大きな課題となっており、教育分野の取り組みとの連携が不可欠である。

○地域での日本語支援で小中学生の支援ニーズが増えてきている

○日本語ボランティア教室で一番大きな課題は、子どもへの学習支援や進路の支援という市町村もある。

○学齢超過の若者（15歳を超えて来日し、中学にも高校にも入れない者）の進路選択を支えるための日本語指導の場が公的に保障されていないことも課題である。

○優先したいのは、ニーズが明白で、実際に困難を抱えて学校の中に存在している外国につながる児童生徒の日本語教育と考える市町村もある。外国人児童生徒への小中学校での日本語教育体制を大幅に強化する必要があるとの指摘が多い。

○県の役割として、子どものプレクラス、プレスクールの設置、夜間中学の設立を望む市町村もあった。

市町村日本語指導員の人材不足を解消するための指導員の人材バンクの創設、高校進学時の外国人生徒への対応充実の要望もあり。

○国に対しては、外国人児童生徒の義務教育化、日本語指導のガイドラインの作成、指導者を増やすこと、小中学校・高等学校に専任の日本語教師を常駐させることなどを望む声があった。現状のままでは、外国人児童生徒支援の自治体間の格差が大きすぎて平等な教育が得られないとの指摘もあった。

○外国につながる子どもの日本語学習支援に日本語教育機関を積極的に活用してほしいとの声もあった。

3 各主体に期待される役割

県内の地域の日本語教育の課題に対応していくためには、官民のさまざまな機関と個人が連携し、日本語教育環境を強化していく必要がある。

そこで、本県では、調査で寄せられた意見を踏まえ、各主体に期待される役割を次のように整理し、各主体の方々にもご理解・ご協力をいただき、中長期的に、ともに県内の地域日本語教育を推進していきたいと考えている。

(1) 国

国の行うべきこととして、次のことが期待される。

○関係省庁¹が連携できる言語政策の策定

○言語政策に基づく公的に保障すべき日本語教育の実施

- ・生活者としての外国人²に対する公的に保障すべき日本語教育の基準、内容、教材の整備、実施のための継続的な財政負担
- ・国の政策として受け入れる労働者の就労のための日本語教育（事業主の教育実施への支援）
- ・日本語能力の判定基準の策定

○地域日本語教育コーディネーター等の育成

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

・日本語教育を推進する中核的人材の育成、自治体が行う日本語教育施策に対する財政支援、事業者が雇用者に対し行う日本語教育に係る機会の提供に対する支援。（市町村）

・外国人の言語学習保障の課題は、地域固有のものではなく、国全体の課題であり、地域格差が生じることが望ましくないため、国の事業として実施するのが適切と考える。（市町村）

・日本語教育施策の推進は必要なことと思うが、規模の小さい基礎自治体においては、財政面においてもマンパワー面においても難しい。財政的な支援及び人的支援をお願いしたい。（市町村）

1 外国人に対する日本語教育の関係省庁 国内では厚生労働省が求職者、文化庁が難民および生活者、文部科学省が児童生徒、外務省・経済産業省がEPA看護師・介護福祉士候補者、経済産業省が研修生の日本語教育を所管し、法務省が「技能実習」「特定技能」等に係る受入れ要件を定めている。内閣官房には、外国人労働者問題関係省庁連絡会議が置かれ、日本語教育を含め関連施策の取りまとめを行っている。

2 生活者としての外国人への日本語教育 文化庁が①地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進、②日本語教室空白地域解消の推進、③先進的取組に対する支援、④日本語教育の人材育成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用を行うほか、リソースの提供（「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実（カリキュラム案、ガイドブック、教材例集、日本語能力評価、指導力評価、ハンドブック）、NEWS（日本語教育コンテンツ共有システム <http://www.nihongo-ews.jp/>））運用等を行っている。

・「日本語を学習すれば在留資格更新等の手続きが優遇される」等の政策があると日本語学習の動機づけになる。(外国人コミュニティリーダー)

・生活者としての基礎日本語能力の基準の設定。基本カリキュラム、教材、判定方法の開発、予算の確保と自治体への財政支援。(ボランティア)

・事業主が技能実習生や特定技能の労働者に直接日本語教育を実施できない場合は、地域のボランティアの対応を期待するのではなく、厚生労働省が「外国人就労・定着支援研修」の対象者を在職者まで拡大するのが適切で効率的・効果的でないか。(ボランティア)

<公的な言語学習制度の比較>

	日本	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア	韓国
公的な学習制度	無	有	有	有	有	有
財政負担者	—	国	国	国	州	市町村
個人負担	—	有(一部負担)	無	無(5年間)	無	無(教材費は負担)
運営主体	—	国民学校、民間語学学校、教会、NPO等	各学校	大学やNGO	公立の専門学校、民間語学学校、公民館等	大学、NGO、福祉法人等
学習レベル	—	初～中級 4レベルまで (6レベル中)	初級 2レベルまで (6レベル中)	初～中上級 8レベルまで (12レベル中)	初～中上級	基礎～中級
標準的な勉強時間(上限)	—	600時間 (730時間)	400時間	無制限	510時間	36時間
市民教育/オリエンテーション	—	60時間	1日	1～4週間 (自治体による)	情報提供	有 (プログラムによる)
講師の要件・資格	—	有	有	有	有	有
ボランティア役割	中心的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割

自治体国際化協会「自治体国際化フォーラム 2012年6月号」をもとに作成

(2) 神奈川県・かながわ国際交流財団

広域の地方自治体および地域国際化協会として、県内の状況を踏まえ、次のことが期待される。

○国の政策と各市町村や地域の実情に応じた調整・支援

○関係機関による地域日本語教育に関する情報交換・議論のコーディネート

○広域で行うべき人材育成、ネットワークづくり

○日本語教師による初期段階(ゼロビギナー)の日本語講座など、モデルとなる取り組み

○地域日本語教育に関する情報の収集と提供、相談対応

役割を整理するために参考にした意見(アンケートと聞き取り調査の結果より)

・県内の日本語教育推進に向けた関係者の連絡調整、市町村と連携したモデル事業の実施、市町村間の取り組みの紹介等を行う。(市町村)

- ・市町村や地域の日本語教室の実態を把握し、国への施策へ提言を行う。(市町村)
- ・市内でコーディネーターとなる人材を県に育成してもらえるとよい。(市町村)
- ・近隣自治体の日本語教室とのネットワークを相互強化していけるような仕組みがあるとよい。(市町村)
- ・モデルケースやカリキュラム紹介をしたり、ボランティアがアドバイスを求めたりできるような日本語センターみたいな場所があるとよい。(ボランティア)
- ・日本語教育に関する情報をわかりやすくまとめてサイトを構築してほしい。(ボランティア)
- ・初期集中日本語講座(生活者としての基礎日本語能力の保障)の開設。(ボランティア)
- ・インターネットやTV講座など遠隔地でも勉強できる日本語学習の方法も広く伝えられると良い。(日本語教師)

(3) 市町村・市町村国際交流協会

住民や地域コミュニティ、地域の日本語教室に身近な存在として、次の役割が期待される。

- 外国人の日本語教育ニーズの把握
- 地域の実情や生活ニーズに合わせた日本語教育の実施
- ボランティアによる日本語教室の支援(会場の確保、ボランティアの養成や研修、教室の広報、教室間の連携促進など)
- やさしい日本語¹の普及など市民への啓発

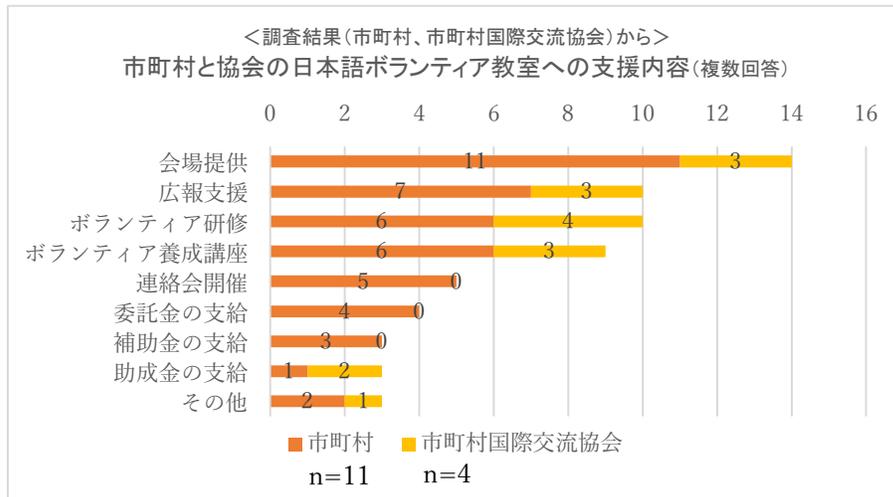
役割を整理するために参考にした意見(アンケートと聞き取り調査の結果より)

- ・外国籍住民や日本語教室の窓口であるため、ニーズや課題の把握に努めることが大切であるとする。
- 県と連携を図りながら、ニーズと体制整備のずれをなくしていくことが求められている。(市町村)
- ・地域の実情に応じた日本語教育の実施または日本語教室の支援。日本語教育に関する実態把握、日本語教室間の連携を行う。(市町村)
- ・生活を営む上で必要となる日本語学習支援。(市町村)
- ・教育の実施、住民の理解促進。(市町村)
- ・日本語ボランティア教室の会場の提供。(ボランティア)
- ・可能であれば、初期日本語集中講座の開設。(ボランティア)
- ・日本語ボランティアの研修は、市町村ごとに行い、教室の横のネットワークも強化できると良い。ほかの教室のやり方を知ることも大事。(日本語教師)

1 やさしい日本語 外国人にわかりやすい日本語。次のパンフレットに、「書くとき」「話すとき」の実例や参考ツール等が示されている。

「やさしい日本語でコミュニケーション～外国人にわかりやすく情報を伝えるには」(かながわ国際交流財団 2019年3月改訂)

<http://www.kifjp.org/wp/wp-content/uploads/2018/02/yasashiinhongo190320.pdf>



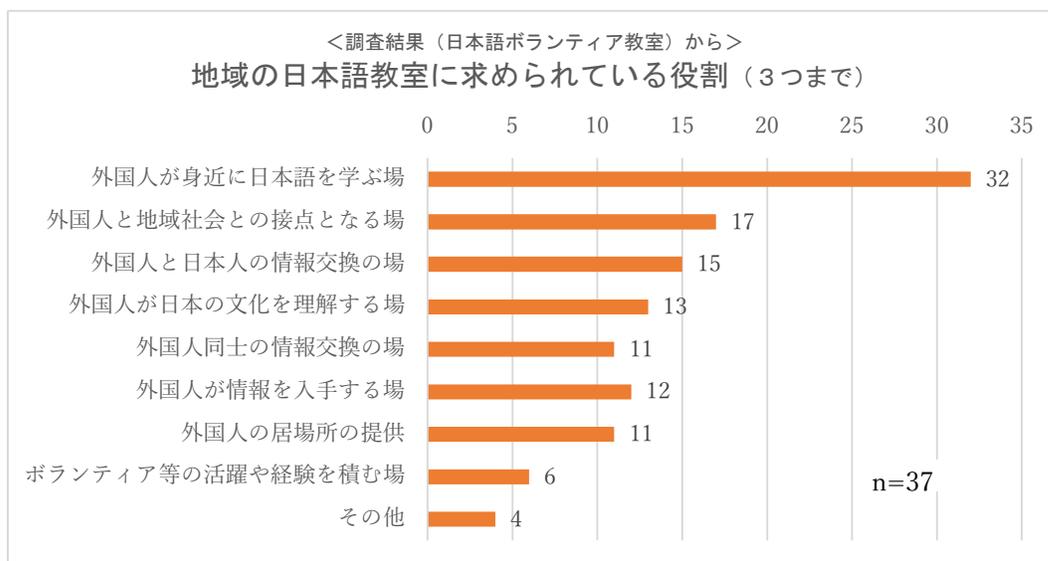
(4) 日本語ボランティア教室

各教室の設置目的や活動内容は多様であり、自主的な活動に役割を規定するものではないが、次の役割が期待されている。

- 外国人が、生活するために必要な日本語を学び、必要な生活情報を得る身近な場
- 外国人が、仲間と出会い、友人をつくる地域の中での居場所
- 日本人が、外国人の文化的背景や考え方などを知り、相互理解と交流を深める場
- 地域や行政に、外国人や多文化共生の地域づくりのニーズを伝えたり提案する場

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・生活者としての外国人を主たる対象とした実践的な日本語教育の提供。地域で生活する者同士としての文化交流の活性化。(市町村)
- ・教室参加者からの意見の吸い上げ、課題の発信、各自治体への共有。(市町村)
- ・学習者個人の生活に即した日本語の表現や暮らしの情報を提供し、コミュニケーションを図る。(ボランティア)



(5) 日本語教育機関（日本語学校・専門学校日本語課程）

本県には、複数の日本語学校、専門学校日本語課程があり、主に進学などを目的に留学生を対象に専門的な日本語教育が提供されている。各学校には、多くの日本語教師が活躍しており、次の役割が期待される。

- 定住外国人が参加しやすい体系的な日本語講座、日本語能力検定対策講座等の提供
- 企業の日本語教育への有償による講師派遣など
- 地域における日本語教育に関する研修¹の受講
- 地域における日本語教育の参画・協力

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・地域ボランティアでは対応できない専門的、集中的な日本語指導を行う。（市町村）
- ・企業で奨励されるらしく、日本語能力試験を目指す学習者が増えている。対策は必要であり、大学や日本語学校で対応することを期待する。（ボランティア）
- ・日本語学校で、定住外国人向けに時間数を減らし授業料を下げたコースが設定できると良い。ただし、ある程度の人数が集まらないとコースの設置は難しい。（日本語教育機関）
- ・定住外国人の日本語教育、生活指導、夜間中学等への日本語教師の派遣は可能。（日本語教育機関）
- ・日本語学校で学ぶ定住外国人もいるが、留学生のコースの中に主婦などが混じると、年齢、教育歴、放課後に利用できる時間等で授業についていけなくなるケースが多い。（日本語教育機関）

¹ 文化庁では、2019年度に「生活者としての外国人」への日本語教育を含む現職日本語教師の研修カリキュラム開発を行っており、2020年度は、全国6ブロックで開発した優良モデルの研修を実施する予定。

(6) 大学

本県には日本語教師養成課程を持つ大学が複数あり、地域の日本語教育に参画や協力を行っている大学もある。大学には次の役割が期待される。

- 定住外国人が参加しやすい体系的な日本語講座、日本語能力検定対策講座等の提供
- 地域における日本語教育への参画・協力
- 学生の日本語ボランティア活動のコーディネート
- 地域日本語教育を推進するための研究、日本語教師等の養成

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・日本語教育の実施、及び、実施した際の成果及び課題点を洗い出し、自治体や国際交流協会との情報共有に努める。（市町村）
- ・外国人の日本語学習実態を把握し、様々なニーズに対応できる日本語教師を養成する。（ボランティア）
- ・企業で奨励されるらしく、日本語能力試験を目指す学習者が増えている。対策は必要であり、大学や日本語学校で対応することを期待する。（ボランティア）

(7) 企業（事業主）

本県には、就労外国人が約8万人おり、外国人を雇用している企業や事業所が約1万4千か所ある。外国人就業者が日本語を学び、日本語でのコミュニケーション能力が向上することで、業務のよりよい成果を出せるようになり、地域産業への貢献につながると考えられる。企業（事業主）には、次の役割が期待される。

- 外国人就業者の日本語教育の必要性の理解と企業内での日本語教育実施
（仕事のための日本語教育には、日本語学校等へ日本語教師を依頼する）
- 外国人就業者と地域の仲介、地域の日本語教室への会場提供などの協力

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・自社の外国人従業員が必要とするレベルの日本語教育（外部の日本語専門講師による研修）を実施する。（市町村）
- ・外国人従業員の受入れと周辺住民に対する説明など、外国人従業員と地域との仲介。（市町村）
- ・外国人従業員に対する日本語教育の必要性の認識、就業時間内の日本語学習機会の提供。（国際交流協会）
- ・自社で働く外国人従業員とその家族に日本語学習機会の提供を行う。（ボランティア）

(8) 県民

本県で多文化共生の地域づくりを進めていくため、県民には次のことが期待される。

- 外国人受入の政策や社会状況についての理解
- 外国人の文化的な背景や考え方への理解
- やさしい日本語等による外国人とのコミュニケーション
- 外国人が地域に参加するための橋渡し、情報提供
- 隣人としての助け合い、日本語ボランティア等への参加

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・日本語ボランティアとして教室に参加する等、身近に暮らす外国人との触れ合いを通して、足元から国際社会を考えるきっかけをつくってもらいたい。（市町村）
- ・外国人が急激に増加している現状を正確に把握し、よき隣人としてともに心豊かに生きていくことを自覚し、実践するよう意識改革をする必要がある。（ボランティア）
- ・「やさしい日本語」を実践し、外国人とのコミュニケーションを進める。子どもの学校や、近所づきあい、職場の同僚として、外国人が地域に入っていくための橋渡しをする。（ボランティア）
- ・日本人、外国人問わず、この地に暮らすことに慣れない人々に心を開き、受け入れること。必要な情報を提供すること。外国人には、やさしい日本語で接すること。（ボランティア）

4 神奈川県としての施策の方向性

県内各地域において、外国人が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会で孤立せずにスムーズに生活できる環境を目指し、広域自治体としての県に期待されている役割分担を踏まえて、県内市町村の理解・協力を得ながら、概ね今後5年間において、神奈川県内の地域における日本語教育の体制づくりの推進に向け、次の方向性で取り組んでいく。

(1) 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備

国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、県に期待されている役割を踏まえ、各市町村や地域の実情に応じたコーディネートや支援を実施し、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。

そのため、

- ・ 県域の日本語教育事業の総括を担う「総括コーディネーター」、各地域の実情に応じた日本語教育プログラムの企画・調整を行う「地域日本語教育コーディネーター」の配置
- ・ 市町村や市町村国際交流協会が関係機関等と地域における日本語教育に関する情報やお互いの取組の共有や意見交換を促進する「総合調整会議」の設置・運営
- ・ 将来的に市町村でも実施可能となるような、ゼロビギナー向け初期日本語指導や生活オリエンテーションを組み込んだ日本語教室（モデル事業）の実施

等、に取り組んでいく。

(2) 地域の日本語活動を支える人材育成とネットワークづくり

外国人と地域社会の接点であり、相互理解の場でもある日本語教室が、よりよい形で継続・発展していけるよう、市町村等と協力し、地域における日本語教室の実践者（リーダー的人材）等を対象に、新しい教室の取り組みや運営方法について学ぶ研修等を実施し、ネットワークづくりに努める。

(3) 外国人の日本語学習へのアクセス促進

外国人、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等に対して県内の日本語教育に関する情報提供や相談対応を行う。特に外国人に対しては、日本語学習ができる教室や機関、日本語学習の方法が十分に伝わるよう、情報提供の充実を図る。

かながわの地域日本語教育の施策の方向性

2020年3月発行

神奈川県 国際文化観光局 国際課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話：045-210-3745（ダイヤルイン）
<https://www.pref.kanagawa.jp/div/0215/>

受託：公益財団法人 かながわ国際交流財団